

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則
- ◇告示 鳥取県木炭増産改良施設補助要綱小規模災害復旧耕地事業補助規程
- ◇公告 あん摩師試験の実施  
鳥取県立農業協同組合講習所講習生の募集

## 規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則をここに公布する。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西尾愛治

### ◇鳥取県規則第十号

#### 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則

#### (目的)

第一条 この規則は、県内における消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」という。)の健全な発達を図るため予算の範囲内で組合に対して協同施設等の設備に必要な資金の貸付を行うことを目的とする。

#### (貸付の要件)

第二条 この規則により資金の貸付を受けることができる組合は、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律施行規則(昭和二十八年厚生省令第十号)第一条に掲げる基準のほか次に掲げる各号の要件を具えていなければならない。

一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。)により設立した組合で現に引き続き一年以上事業を継続していること。

二 貸付を受けるための具体的な事業計画及び資金計画を有すること。

三 設備を設置することにより組合員の生活合理化のため相当の実績を挙げ得る見込のあること。

四 法及び鳥取県消費生活協同組合法施行細則(昭和二十三年十月鳥取県規則第七十三号)に規定する諸条項を遵守し且つ組合の経理内容が明確であること。

(貸付の内容)

第三条 貸付金額、期間、及び利率は、次のとおりとする。

一 貸付金額

イ 組合の自己資本の倍額以内。

ロ 組合の自己資本の倍額が百万円を超えるときは百万円以内。

ハ 特殊な設備で知事が必要と認め且つ償還確実と認められるものについては、厚生省の承認を得て

自己資本の倍額以上百万円以内。

二期 間

イ 据置期間 二年

ロ 貸付期間 貸付の日から七年

三 利率 年五分

(償還方法)

第四条 元金の償還方法は、年賦償還とし、貸付の日から二箇年は一年目に相当する日ごとに据置利子を、三年目からは元金均等額と期首未済元金に対する利息を償還するものとする。

第五条 償還元金及び利子は、知事の発行する納額告知書により指定期日までに最寄りの県金庫に納付しなければならぬ。

(借入手続)

第六条 貸付を受けようとする組合は、鳥取県消費生活協同組合資金借入申込書(様式第一号)に事業概況書(様式第二号)を添え主たる事務所を管轄する地方事

務所長の副申を経て知事に申請しなければならない。

(貸付の決定)

第七条 知事は、前条の申込書を受理したときは、審査の上貸付の可否並びに貸付の方法及び金額を決定しすみやかに通知するものとする。

(貸付実施の手続)

第八条 前条の決定通知を受けた組合が貸付金の交付を請求しようとするときは、借用証書(様式第三号)に次に掲げる書類を添え主たる事務所を管轄する地方事務所を経由して知事に提出しなければならない。

一 組合設立登記抄本

二 組合長を含む連帯保証人五人以上

三 保証人の印鑑証明書

四 保証人調書(様式第四号)

五 貸付の対象となつた設備等の着手若しくは着手確實を証する書類(工事請負契約書、図面、仕様書の写その他)

(保証人又は担保)

第九条 組合は、この資金を借り受けるときは、組合長を含む五人以上の保証人を定め、保証人はこの債務について連帯して責任を負うものとする。

第十条 知事は、前条の保証人の保証に基き貸し付けた後において担保を提供させる必要があると認めるときは、保証人の保証による借用証書を抵当権設定登記を完了した担保による借用証書にかえることができる。

この場合担保物件は、この規則により資金の貸付を受けて設備した施設とし、当該物件については組合において貸付金完済の日まで火災保険に加入するものとする。

(届 出)

第十一条 貸付を受けた組合が次の各号の一に該当するときは、主たる事務所を管轄する地方事務所を経由し直ちに知事に届け出るとともにその指示を受けなければならない。

- 一 貸付の対象となつた施設が完了したとき。
  - 二 貸付の対象となつた施設の設置中途若しくは完了後貸付期間内で重大な変更を加えようとするとき。
  - 三 一月以上事業を休止し又は總會で解散若しくは合併の決議をしたとき。
  - 四 火災その他非常災害を受けたとき。
  - 五 貸付金の額を超える欠損を生じたとき。
  - 六 仮差押、仮処分、強制執行等を受け若しくは破産の申立をしたとき。
- (期限前の返還)
- 第十二条 貸付を受けた組合が次の各号の一に該当するときは、知事は第三条の規定にかかわらず、貸付金の全部、又は一部の返還を命ずることができる。
- 一 仮差押、仮処分若しくは強制執行を受けたとき。
  - 二 この規則による貸付金の債権を侵害されるおそれがあると認められる行爲があるとき。
  - 三 貸付金を目的以外に使用したとき。

四 貸付金の償還を怠つたとき。

五 解散又は事業を休止したとき。

六 この規則に違反し又は不正の手段によつて貸付を受けたことが判明したとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

鳥取県消費生活協同組合資金借入申込書

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則に基いて、当組合の設備資金に充てるため金 円也を借用致したく関係書類を添えて申込致します。

昭和 年 月 日

所在地

組合名

組合長 氏 名 殿

鳥取県知事 氏 名 殿

名 印

添付書類

- 一 最近の試算表
  - 二 最近年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書
  - 三 定款又は總會(總代会)の議決に基くその組合の借入金最高限度を表示する書類の写
  - 四 この借入金を借り受けるに当つての總會(總代会)又は理事会の決議書写
  - 五 役員名簿
- 様式第二号

事業概要書

- 一 組合の概況
- 1 組合の名称
- 2 地域職域の別
- 3 代表者
- 4 組合の区域
- 5 認可年月日
- 6 登記年月日

- 7 主たる事務所の所在地
- 8 従たる事務所の所在地
- 9 主たる設備の名称
- 10 組合員の資格
- 11 組合員数 年 月 日現在
- 12 右の内法第十四条第一項の組合員数、第二項の組合員数
- 13 組織率 %
- 14 組合員の家族数
- 15 役員数 理事 人 監事 人
- 16 法第二十八条第二項の役員
- 17 職員数 人 内男 人 女 人
- 18 従業員数 人 内男 人 女 人
- 19 出資口数
- 20 出資一口金額
- 21 第一回一口当り払込金額
- 22 出資払込済金額 年 月 日現在

2 事務費		1 人件費		現在高金・額	前3箇年度の仕入平均額	前3箇年度の供給平均額	前3箇年度の供給損益額	資金回転率	備考
		固	臨						

六 前三箇年度経費支出関係

四 預金関係

預け先金	額	預金の種別	摘要

五 供給品関係

現在高金・額	前3箇年度の仕入平均額	前3箇年度の供給平均額	前3箇年度の供給損益額	資金回転率	備考

23 總代会の有無及び總代数  
24 公告の方法  
25 組合の現在行っている一般事業種目

26 組合の現在行っている共済事業  
27 その他

二 借入金関係

借入先	自当年度初至現在	金額	利率	借入年月日	返済(予定)年月日	借入条件(担保等)	借入金充当種目

三 未払、仮受金関係

未払、仮受先	金額	償還計画	摘要

	3 教育文化費	
	4 その他	
	計	

七 前三箇年度損益関係

種別	年度	
	何々	何々
何々		
何々		
何々		

八 法第十条により今後新たに計画している事業(含貸付対象事業)

事業名	区分	年度		
		計	画	現
供給事業				

利用事業		
共済事業		
教育文化事業		
その他		

九 貸付法施行規則第一条の基準関係

- 1 役員ノ熱意及び組合員ノ団結
- イ 前年度当初から現在までに開催した總會(總代会) 役員会数及び開催年月日
- ロ 役員ノ總會及び役員会への出欠状況(個人別)
- ハ 組合員ノ總會の出欠状況(委任状数附記)
- 2 過去一年間における各月ごとの組合員一人当り組合事業利用高(月当りの組合總事業量金額を組合員總数で除した額。但し、員外利用を除く)
- 3 自己資本の額 年 月 日現在

註、払込済出資金及び積立金(積立金、準備金その他名称の如何を問わず剰余金のうちから積立てられたもので資本、勘定に属するものをいう)の合計額(繰越損失金がある場合にはその額を控除)

- 一〇 本貸付金により実施する事業計画
- 1 事業(設備)名
- 2 実施(設置)場所
- 3 構想(設計図、見積書、利用の方法、利用料、利用人員の予想等詳記)
- 4 資金計画

様式第四号

保証人調書

本籍	現住所		氏名	店舖工場又は勤務先名	資 産	資 産		全上住所	年 令	才 職 業
	不動産					不動産				
					山林地物	耕地	建物			
					畑田	町	棟			
					坪	坪	坪			
					固定資産額	評 価 額	貸 掛 金			
					前年の所得額	前年の所得額	所得税			
					納税状況	納税状況	納税状況			
					時価見込	時価見込	時価見込			
					時価	時価	時価			

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

氏

名 ㊦

5 資金の償還計画 (償還計画表)  
 6 この事業 (設備) によつて組合員の生活合理化に役  
 立つと考えられる諸事項  
 7 その他参考となる事項  
 様式第三号

借金 借用証書  
 一金 円也

右金額を当組合の設備資金に充てるため借用致しまし  
 た。ついでには鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則を  
 厳守するとともに、左記事項を堅く履行致します。

年 月 日

所在地

組合名

組合長 氏

名 ㊦

連帯保証人 (職名)

住所

名 ㊦

印 紙

鳥取県知事	氏 名 殿	記	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一、借入金並びに利息の返還は昭和 年 月 日  
 から一年目に相当する昭和 年 月 日と  
 二年目の昭和 年 月 日にそれぞれ年五分に  
 相当する据置利子額を、三年目の昭和 年 月  
 日、四年目の昭和 年 月 日、五年目の昭  
 和 年 月 日、六年目の昭和 年 月  
 日、七年目の昭和 年 月 日にそれぞれ元  
 金五箇年均等額とそれぞれの期首未済元金に対する年  
 五分の利子額を返済致します。

告示

鳥取県告示第八十二号

鳥取県木炭増産改良施設補助要綱を次のとおり定める。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十八年年度鳥取県木炭増産改良施設補助要綱

一 知事は、木炭の増産並びに品質の改良を図る爲この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

二 補助金は、別表に掲げる施設を行うものに対し同表に掲げる補助率の範囲内においてこれを交付する。

三 補助金の交付を受けようとするものは、様式第一号の申請書に次の書類を添付し昭和二十九年三月二十日までに知事に提出しなければならない。

- 1 事業計画書
- 2 收支予算書又はこれに準ずるもの

3 その他知事において必要と認める書類  
四 知事は、補助しようとするものを決定した場合は、そのものに対し事業の認証をする。

五 事業の認証をうけたものは、工事完了後遅滞なく様式第二号の工事完了届を知事に提出しなければならない。

六 補助金は、前項の完了届が提出された後実地検査の上その経費を査定してこれを交付する。

七 天災その他正当の事由により事業を完了することが困難と認められたとき又は期間内に完了することができないと認められたときは、遅滞なくその事由を報告し知事の指示を受けなければならない。

八 この要綱によつて施行した施設の用途を変更し又は処分するときは知事の認可を受けなければならない。  
九 次の各号の一に該当する場合においては、補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

1 この要綱の規定に違反したとき

十 この要綱に基いて知事に提出する書類はすべて所轄別表

地方事務所長を経由しなければならない。但し、鳥取市、倉吉市又は米子市にあつては東部地方事務所、中部地方事務所、又は西部地方事務所の長をそれぞれ經由しなければならない。

施設種目	補助率	補 助 条 件
木炭倉庫建設事業	事業費に対し十分の二五以内	一 県の設計基準に従つて施設すること。 二 森林組合、農業協同組合、市町村、その他企業団体で公共の使用目的をもつて施設した倉庫。 三 この施設は、その施行者において維持管理しなければならない。
炭窯構築事業	事業費に対し十分の二五以内	一 本県内において製炭に従事し現に製炭をなしつつあるもので知事が優良と認める炭窯を構築するもの。 二 一世帯一窯とし、製炭者自ら構築するものでなければならない。

様式第一号

昭和 年度(施設種目)補助申請書

別紙事業計画書のとおり実施したので昭和二十八年年度鳥取県木炭増産改良施設補助要綱により補助金を交付下さる

よう関係書類を添え申請します。

昭和 年 月 日

施行者 住所

氏

名

氏

鳥取県知事 氏  
事業計画書  
イ 木炭倉庫建設事業計画書

建設地	建設坪数	構造	坪当り単価	建設費	金額	財源内訳	木炭收容能力	完了年月日	備考
			円	円		県補助金 自己資金 借入金 その他			

注意 新設倉庫の図面を添付すること。

経費内訳書

種別	数量	単価	金額	備考
計		円	円	

炭窯構築事業計画書

構築箇所	窯の種類	窯の型式	窯の大きさ	一回の出炭量	築窯経費	事業完了予定年月日	備考
白(黒)炭							
	高横縦						

経費内訳書

種別	数量	単価	金額	備考
計		円	円	

様式第二号

工事完了届  
イ 木炭倉庫建設事業完了届

認定年月日	建設地	建設坪数	構造	坪当り単価	建設費総額	木炭收容能力	事業完了年月日	備考
				円	円			

右建設完了しましたので経費内訳書、図面を添えお届けします。

鳥取県知事 氏  
炭窯構築事業完了届

昭和 年 月 日  
施行者 住 所  
氏 殿

名 殿

右構築完了しましたので経費内訳書を添えお届けします。

昭和 年 月 日

施行者 住 所

氏 殿 名 殿

認定年月日	構築箇所	窯の種類	窯の型式	窯の大きさ	一回の出炭量	築窯経費	事業完了年月日	備考
		白(黒)炭		高横縦				

◆鳥取県告示第八十七号

小規模災害復旧耕地事業補助規程を次のように定める。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

小規模災害復旧耕地事業補助規程

第一条 知事は、農地及び農業用施設(以下「農地等」という。)に係る小規模災害復旧事業を促進するため、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内での規程により補助金を交付する。

第二条 この規程で、「小規模災害復旧事業」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和二十八年政令第三百五十七号)附則第二項で指定する地域において昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害による農地等の災害復旧事業であつて、一箇所の工事の費用が三方円以上十方円未満のものをいひ、「農地」と

は耕作の目的に供される土地をいふ、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

- 一 かんがい排水施設
  - 二 農業用道路
  - 三 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
- 第三条 第一条に規定する経費に対する補助率は、九割以内とする。

第四条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならぬ。

- 一 事業計画書(第二号様式)
- 二 収支予算書(第三号様式)
- 三 その他知事が必要と認める書類

第五条 補助金の交付を適当と認めるときは、指令書を交付する。

第六条 補助金交付の指令を受けたものが、第四条第一

号に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、第四号様式によりあらかじめ知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、必要と認めるときは前項届出事項について変更を指示することができる。

第七条 補助金を請求しようとするものは、請求書(第五号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業成績書(第六号様式)
- 二 收支精算書(第七号様式)
- 三 その他知事が必要と認める書類

第八条 前条の補助金は、実地検査の上、これを交付する。

第九条 補助金の交付を受けたものが、次の各号の一に該当する場合には、知事は、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき
- 二 事業の施行方法が不相当と認められたとき
- 三 支出額が予算額に比し減少したとき
- 四 その他、補助金交付の目的を達成することができないと認められるとき

第十条 この規程により知事に提出する書類は、その事業の施行区域の属する市町村長及び地方事務所長を経由しなければならない。但し、その事業の施行区域が鳥取市、米子市又は倉吉市に属するときは、それぞれ当該市の長及び東部地方事務所、西部地方事務所又は中部地方事務所の長を経由しなければならない

附 則

この規程は、昭和二十八年年度の補助金から適用する。

第一号様式

昭和二十八年小規模災害復旧事業を施行したので、小規模災害復旧耕地事業補助規程第四条の規定による関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

地区番号 住所

鳥取県知事 氏 名 殿 氏

第二号様式

昭和 28 年小規模災害復旧事業計画書

- 一 位置及び面積
- 二 災害の原因及び被害状況
- 三 復旧計画
- 四 仕様書
- 五 工事着手及び完了の予定時期

名 印

地区番号	個所番号	年月着手	年月完了	摘	要

六 工事の年度割予定

地区番号	個所番号	工種	總事業費	年度		摘
				数量	事業費	

七 主要資材及び労務

1 資材

個所番号	区分	セメント	普通鋼材	二次製品	油類	木材	摘	要
	数量	円	キログラム円	キログラム円	キログラム円	リットル円		

2 労務

個所番号	区分	人夫(A)	人夫(B)	大工	石工	その他	摘	要
	数量	人円	人円	人円	人円	人円		

八 事業の効果

個所番号	工種	復旧(受益)面積	事業費	減産防止量	関係農家戸数	摘	要
		反	円	円			

九 工費明細書

十 添付図面

- 1 計画平面図及び縦横断面図
  - 2 主要構造図
  - 3 被害写真
- 第三号様式

収入の部

収支予算書



第七号様式

収 支 精 算 書

(第一表の1)

収 入 の 部

科 目	金 額	内		摘 要
		収 入 済 額	収 入 見 込 額	

(第一表の2)

支 出 の 部

科 目	予 算 額	精 算 額	内		差引増△減	摘 要
			支出済額	支出義務額		

第 二 表

請 負 調 査 書

(註) 請負契約の変更のあった場合には設計金額、請負金額欄には当該年度の最終の設計金額及びこれに対する請負金額を記載し別に契約の変更経過を附記すること。  
(第三表)

直 営 調 査 書

(1) 總 括

工 種	本 年 度		支 拂 金 額		摘 要
	材 料 費	労 力 費	そ の 他	計	

(2) 材料購入調査

品 目	品 質 規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要

(3) 勞賃調査書

種別	員数	単価	金額	摘要

(4) その他調査書

品名	員数	単価	金額	摘要

(第四表)

土地買収調査書

地目	買収地積	単価	金額	摘要

(註) 摘要欄に用途別地積金額を記入すること。

(第四表の附表)

所	在 地		地番	地目	買収地積	単価	金額	所有者名	摘要
	市町村	大字							

(第五表)

補償調査書

種目	数量	単価	金額	摘要

(註) 各種買収物件ごとに被補償者別明細書を第五表附表として添附すること。明細書の様式は第四表の附表に準ずる。

(第六表) 工事雑費調査書

科 目	数 量	単 価	金 額	摘 要

公 告

鳥取県あん摩師試験を次のとおり行う。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 試験場所

鳥取保健所(鳥取市二階町四丁目)

二 試験期日

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)午前九時から午後四時まで

三 試験科目

- 学科試験
- 解剖学
- 生理学
- 病理学(衛生学消毒法を含む)
- 症候概論
- 治療一般

あん摩理論

医事法規

実地試験

あん摩実技

四 受験資格

文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者。

五 試験方法

試験は学科試験及び実地試験とする。  
学科試験は筆記又は点字をもつて行う。

六 受験願書の提出期限

昭和二十九年三月九日から十八日まで

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課(鳥取市東町)

八 受験手数料

鳥取県収入証紙(五百円)を願書にはること。  
他府県居住者の場合は現金又は小爲替で送付すること。

九 提出書類

- 1 受験願書(第一号書式)
  - 2 履歴書(第二号書式)
  - 3 四に該当する卒業証明書
  - 4 写真(手札型脱帽、上半身で出願前六箇月以内に撮影したもの)
  - 十 受付票の送付
- 受験願書を受付たときは受験票を送付する。  
第一号書式

あん摩師受験願

本籍

住所

氏

名

生 年 月 日

あん摩師試験を受けたので履歴書、証明書及び写真を添えてお願い致します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

氏

名 殿

名 印

第二号書式

履 歴 書

- 一 何年何月何中学校に入学何年何月卒業
  - 一 何年何月何学校(養成所)入学何年何月卒業
- 右のとおり相違ありません

昭和 年 月 日

氏

名 印

昭和二十九年三月九日  
鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要項  
の要項により募集する。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要項  
一 講習目的

農民の経済を豊かにしてその生活の安定を圖るため農

業協同組合運動に挺身しようとする有為の青年を育成するものであつて教育方針は卒業後農業協同組合の運営担当者として組合員ともに生きる精神を陶冶し組合の経営を通して農民の経済をより豊かにしようとする信念を確立させて組合経営の技能を把握させることにある。

二 位置

鳥取市湖山

県立鳥取農業高等学校々舎内

三 講習の内容

1 一般基礎科目

法学概論、経済学、農業生産論、農村社会学、農業政策、農業経営学、体育

2 専門科目

協同組合論、協同組合史、組合関係法規、農業経営總論、経営分析、農業経営各論、(購買事業、販売事業、農業倉庫、農村工業、農協共済、金融事業、

農協指導事業) 会计学及び組合簿記、組合監査、商業通論、組合実務、珠算、農業共済、論文作成指導、特別講義、実務実習。

四 講習期間

十一箇月間(内二箇月は実務実習)

五 募集人員 三十人

六 応募資格

満三十才までの者で新制高等学校卒業者及び旧制中等学校卒業者並びにこれと同等以上の資格を有すると認められる者。

七 応募手続

入所しようとする者は願書に次の書類を添え募集期限までに所長宛提出すること。

1 履歴書、身体検査書、最終学校の学業成績証明書。

2 推薦書(最近出身学校長又は出身町村農業協同組合長、同連合会長の推薦に係るもの)

八 出願期限

昭和二十九年三月十五日から四月二十日まで

九 選抜方法

1 書類審査

2 口答試問(簡単な筆記試験を行うことがある)

十 選抜期日及び場所

米子農協会館 四月二十六日(月)午後一時から

倉吉農業高等学校河北校舎

四月二十七日(火)午前十時から

農業協同組合講習所

四月二十八日(水)午前十時から

十一 許可の通知

入所許可者には郵便その他の方法により通知する。

十二 入所期日

昭和二十九年五月十日

十三 経費

1 講習生に対しては授業料は徴収しない。

2 寄宿舎に寄宿した講習生は舎費及び食費を自弁とす

る。

十四 願書様式

農業協同組合講習所入所願書

このたび協同組合講習所に講習生として入所したので関係書類を添えお願ひします。

昭和二十九年 月 日

本籍地

現住所

右氏

名 印

鳥取県立農業協同組合講習所長殿

通学方法

徒歩、自転車、バス、汽車、下宿、寄宿舎